

松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業

【目的】

障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、もって障害者の平穏な生活を確保するため、また障害者差別解消支援地域協議会として、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化することを目的とする。

【事業計画】

目 標	事業実施内容
・ 障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための取組の実施	○障害者虐待防止・差別解消啓発活動 ・ 松戸市ホームページへ掲載 ・ パンフレット・ポスターの随時配布 ○市民向け講演会（虐待防止・差別解消）開催 関係機関・団体・住民等に向けて行う啓発活動 ○市新規採用職員向け研修会（差別解消）開催 市新規採用職員へ向けに行う周知活動 ○市職員向け研修会（差別解消）開催 市職員（管理職を含む）へ向けに行う周知活動
・ 障害者虐待防止及び障害者差別解消に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体支援	○従事者向け研修会（虐待防止）開催 対象者：障害福祉サービス事業所職員 ○従事者向け研修会（差別解消）開催 対象者：障害福祉サービス事業所職員 ○担当者会議にて行う事例検討
・ 早期対応及び再発防止対策強化 ・ 虐待・差別に係る通報又は届出を受けた松戸市との連携	【障害者虐待・障害者差別相談】 ・ 家庭内における虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待、障害を理由とする差別に関する相談に対応する。 ・ 相談窓口は障害者虐待防止・障害者差別相談センターが中心となる。 【障害者虐待防止研究】 ・ 千葉県市町村障害者虐待防止担当者連絡会議及び障害者虐待防止・権利擁護研修会への参加。
・ 障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化	【障害者虐待防止マニュアルの改訂】 ・ 障害者虐待防止マニュアルの改訂

【活動実績】

(1) 会議開催状況

(ア) 全体会 年に2回（5月・2月）開催

- ・松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業計画について

(イ) 担当学会議 奇数月の第4金曜日に開催

- ・施設従事者向け研修会について（企画内容の検討）
- ・市民向け講演会について（企画内容の検討）
- ・マニュアルの改訂について
- ・障害者虐待通報事例の現状及び対応報告、検証
- ・障害者差別相談事例の現状及び対応報告、検証

(2) 障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証

・障害者虐待

	養護者虐待		施設従事者等虐待		使用者虐待		計	
	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数
平成28年度	29	7	6	3	0	0	35	10
平成29年度	51	26	10	4	4	1	65	31
平成30年度	25	14	16	5	4	0	45	19
令和元年度	36	14	18	2	2	0	56	16
令和2年度	38	7	8	1	2	0	48	8

※令和2年度は、令和2年11月末日時点

・障害者差別

		差別類型	
		相談受理件数	不当な差別的取扱い 合理的配慮の不提供
平成28年度	17	2	15
平成29年度	15	6	9
平成30年度	6	4	2
令和元年度	15	11	4
令和2年度	2	2	0

※令和2年度は、令和2年11月末日時点

(3) 啓発活動・講演会・研修会

・ポスター、パンフレットの配布

パンフレットを全事業所に送付。

・施設従事者向け研修会

松戸市ホームページに研修動画及び研修資料を掲載。動画視聴後にアンケートを提出していただいた。（対象事業者数：260、アンケート提出事業者数：114）

・市職員向け講演会

書面開催にて実施予定。（令和3年2月頃）

・市民向け講演会

市民向けのパンフレットを作成。市内の中学1年生及び支所等に配布予定。（令和3年4月頃）

【事業の評価と課題・次年度への取組み】

（１）予防・啓発活動

これまでは市が行う研修会に参加する事業所を中心に随時ポスター・パンフレットを配布していたが、今年度は市内の全事業所へパンフレットを送付した。来年度も引き続きポスター・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行っていく。

（２）講演会・研修会

新型コロナウイルスの影響により集合形式での開催は行わず、施設従事者向け研修会については、動画視聴の形で開催した。動画を活用した研修会については、時間や場所を選ばずに受講できること、何度も聞き返すことができること、普段は研修会への参加が難しいパート職員も参加できること等、メリットを感じている方が多くいた。アンケートでいただいた意見をもとに、来年度の研修会の方法についても検討していく。

（３）内容が複雑化し、対応困難な事例への対応力の強化

虐待通報をしたが、虐待者には話をしないでほしい、大事にはしてほしくないといった介入の難しい事例や複合世帯でトラブルを抱えている等の対応困難な事例が多く、終結までに時間を要すケースが多い。対応能力向上のため、県が実施する研修会等に引き続き参加し、他市との情報交換を行い、支援スキル等を学ぶ必要がある。

（４）障害者虐待における即時対応体制の構築

障害者虐待防止・差別相談センター（基幹相談支援センター）と同一の様式を使用し、緊急度の確認や支援方針の共通化を図り、即時対応可能な体制を構築する。

（５）障害者虐待防止マニュアルの改訂

今年度は、障害者虐待及び障害者差別について、市職員及び障害者虐待防止・差別相談センター（基幹相談支援センター）職員向けのマニュアルの改訂を行っている。担当者会議及び全体会にて内容の確認・検討を行い、令和３年５月の完成を目指している。来年度については、施設従事者向けのマニュアルを作成する予定。

（６）高齢者虐待・児童虐待との連携の強化

複合的な問題を抱える世帯の課題解決に向け、高齢・児童・障害の３虐待にかかわる関係団体とより連携できる仕組みを構築する。